

第4次芦屋市地域福祉計画(原案)への意見及び市の考え方

1 募集期間: 令和3年12月17日(金)～令和4年1月25日(火)

提出件数: 14人47件

提出方法: 意見募集専用フォーム6人, Eメール5人, FAX1人, 窓口持参2人

2 意見及び市の考え方

取扱区分: A(意見を反映)2件, B(実施にあたり考慮)9件, C(原案に考慮済み)11件, D(説明・回答)25件

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	計画全般	—	<p>今回の計画は「自助・共助」を推進する新自由主義的施策であると思われる。「地域共生社会」の名の下, 地域住民に責任を押し付けるものだ。</p> <p>憲法第25条に「国は, すべての生活部面について, 社会福祉, 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とある。「地域共生社会」とは, 社会保障としての福祉に対する公的責任を後退させると思う。</p> <p>「地域共生社会」にかかわる文言は見直し, 権利保障を明確にしたものに替えることを求めます。</p>	D	<p>社会福祉法では, 地域福祉の推進は, 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら, 参加し, 共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないと定められています。一方で, 国及び地方公共団体の責務として, 地域福祉の推進のために必要な措置を講じることが求められています。</p> <p>地域共生社会の実現は, その負担を地域住民に丸投げすることや, 我が事として押しつけられるものではなく, 地域住民等と行政など, 多様な役割を果たすそれぞれの主体が連携・協働し, 進めていくものであり, それを実現するために, 本計画を策定するものです。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
2	計画全般	—	<p>社会福祉法改正論議の中で「我が事・丸ごと」施策についての論議の際、当時の厚生労働大臣は、「我が事・丸ごと」を「新しい福祉の哲学の転換」と位置づけ、「地域の助け合い」は「日本の原風景」に戻すものとも表明しています。高齢者、障害者などの施策を自主努力や住民同士の助け合いなどに“丸投げ”することは、いまでも弱まっている地域の社会保障の仕組みをさらに不安定にする危険な方向ではないでしょうか。</p> <p>国政で行われているのは社会保障費の削減政策、「我が事・丸ごと」がその路線に結び付いていけば、国や自治体が地域福祉から手を引き、地域住民の「自助・互助」に役割を押し付けることにつながるの恐れを感じるのは、私だけでしょうか。現に、行政が手を引き、社会福祉協議会や民生委員等の負担が増えているとの声があり、自治会役員からも市が仕事を押しつけてくるとの声が聞かれます。</p> <p>コロナで明らかになったこの国の社会保障の脆弱性、弱い立場の人がますます弱くなるという実態にしっかりと手を差し伸べる体制が非常に弱いという問題は、住民同士の助け合いで解決できることではなく、行政が公的支援を強めることにこそその解決の道があると思います。制度から漏れる複雑な課題を抱えた人たちを、専門性を持った公務労働が役割を果たすことこそ地域の福祉を強くする道ではないでしょうか。それを多くの市民は望んでいると感じます。困ったときには市役所にと答える多くの市民がおられることがそのことを証明しています。</p> <p>「我が事・丸ごと」などといって、特に高齢者や障害者などの問題や施策を自主努力や助け合いに“丸投げ”することは、いまでも弱まっている地域の社会保障の仕組みをさらに不安定にする危険な方向です。</p> <p>市役所の福祉の力を強くすることが、地域福祉には不可欠であると思います。そのことをぜひ、具体的に地域福祉計画に表していただくことを望みます。</p>	D	<p>社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないと定められています。一方で、国及び地方公共団体の責務として、地域福祉の推進のために必要な措置を講じることが求められています。</p> <p>地域共生社会の実現は、その負担を地域住民に丸投げすることや、我が事として押しつけられるものではなく、地域住民等と行政など、多様な役割を果たすそれぞれの主体が連携・協働し、進めていくものであり、それを実現するために、本計画を策定するものです。</p> <p>本計画では、市の責務として、包括的な支援体制の整備や住民主体の地域づくりの支援などの施策を位置付けています。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
3	計画全般	—	<p>地域福祉とは「誰もが地域で安心して自分らしく暮らせる」ことであり、「その地域に暮らす全ての人が主役です」と謳われています。その実現のために市は、責任主体として体制を整備すると宣言されていることに、この福祉計画の実現を望むものです。</p> <p>とはいえ、福祉計画【原案】の冒頭から「『我が事』として…ともに支え合い」「『支え手』『受け手』の関係を超え…役割を持ち…『丸ごと』つながる」とあると「自助・共助・公助」が、脳裏をよぎります。市民が福祉政策を人間の権利としてとらえるか、恩恵としてとらえるかで、根本から違ってきます。まず、福祉施策を受けることは権利であることを明確に宣言していただきたいと思います。</p> <p>更に、次の点を要望します。</p> <p>憲法に基づく人権の擁護という基本原則に立って、福祉政策を具体化する。</p> <p>A ウェルビーイング(Well-Being: WHO憲章)の視点で、地域共生を進める。</p> <p>B 権利は何人にも平等に保障されること。年齢、性別、国籍等で差別しない。</p> <p>C 福祉の推進に伴い、人格の尊厳や自尊心を尊重して進める。</p> <p>D 市が責任主体になるということは、施策の公的責任を明確にしておく。</p> <p>E 福祉政策に係る費用等の財源は、受益者の無負担性の原則を重視する。</p>	D	<p>本計画は福祉施策を受ける権利を謳っているわけではなく、ご意見にある権利の宣言は計画に反映しかねますが、本計画を進めていく上で、困りごとが生じた際には社会保障制度や福祉サービス等を誰もが円滑にご利用いただけるよう、制度・窓口の周知や多機関協働での相談支援を推進してまいります。</p> <p>社会福祉法では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないと定められています。一方で、国及び地方公共団体の責務として、地域福祉の推進のために必要な措置を講じることが求められています。</p> <p>地域共生社会の実現は、その負担を地域住民に丸投げすることや、我が事として押しつけられるものではなく、地域住民等と行政など、多様な役割を果たすそれぞれの主体が連携・協働し、進めていくものであり、それを実現するために、本計画を策定するものです。</p> <p>本計画では、市の責務として、包括的な支援体制の整備や住民主体の地域づくりの支援などの施策を位置付けています。</p> <p>なお、福祉施策に係る費用等については、社会保障を将来にわたって持続可能なものにしていくため、受益者にもご負担をお願いするものですので、ご理解をお願いします。</p>
4	第2章 5 生活困窮に関する状況	13	<p>コロナ禍による生活課題は、世代や属性を問わず誰にも起こりうる状況にあります。芦屋市においても社会福祉協議会の総合相談窓口では、主として経済的困窮、社会的孤立の相談件数が年間平均300件から令和2年には約2,300件に急増したとの報告を知り大変心が痛みます。</p> <p>私たちは感染症予防の観点から図らずも、手を取り合い、支え合う、寄り添うことの意義や価値を再認識する機会にもなりました。社協が示した「生活のしづらさ」や「生きる意欲をなくす」ことのないよう、地域で共に暮らす仕組みについて一人ひとりが真に考えたいと思います。</p>	D	<p>長引くコロナ禍の影響により、総合相談窓口への相談数は増加しており、暮らしや就労への支援が必要となっています。施策1の取組の推進方針のとおり、今後も引き続き、関係機関の協働による相談支援の充実と、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりに向け、住民の意識醸成を図ってまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
5	第2章 6 生活保護 世帯の状況	13	生活保護の社会保障の位置づけは、すべての国民の生存理念であり、最後のセーフティネットです。芦屋市では長期化するコロナ禍に対応する公的給付や相談支援について「令和3年9月現在の保護受給世帯数は約550世帯で令和2年度中から増加傾向。相談に対して、保護の申請率が低い」現状が示されました。これは相談をした結果、受給までの膨大な資料等にエネルギーを要し、申請手続きの煩雑さから諦めてしまうなどが要因の一端とも考えられます。また残念ながら、生活保護については、誤った情報がまことしやかに流布され様々な偏見を生んでいます。生活を維持できないとき、権利行使として生活保護を利用できるよう、正確な知識を得ていただくためにも専門機関へつなぐ「橋渡し役」として民生委員・児童委員活動の重要性を感じます。	D	民生委員・児童委員による活動のひとつに、住民と専門機関をつなぐ重要な活動があります。住民が民生委員・児童委員に安心して相談いただけるよう、民生委員・児童委員活動についての周知・啓発に引き続き取り組んでまいります。なお、生活保護の窓口では、丁寧に説明し、相談者に寄り添った対応に努めているところです。
6	第2章 6 生活保護 世帯の状況	13	芦屋市の「生活保護法の基本的理解」の中で、中学生の教育扶助としてオンライン学習通信費の支給について知る機会がありました。貧困が教育格差を生まないよう役立ってほしいと思います。	D	オンライン学習通信費につきましては、世帯の経済状況に関わらず平等な教育が受けられるよう、所管課から該当の世帯へご案内し、周知に努めているところです。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
7	第3章	15	<p>現在の社会が直面している課題の一つに、社会的な孤立状態にある人たちが増えている問題があります。孤立・無業状態にある50歳代の子を、80歳代の親が支え、親子共倒れのリスクを抱える「8050問題」、本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担う「ヤングケアラー」など、現代社会の「生きづらさ」が多様化し、深刻な問題になっています。15～64歳の稼働年齢層のなかで、「ひきこもり」「孤立無業者」などと呼ばれる社会的な孤立状態にある人たちの増加が大きな問題となっています。</p> <p>内閣府は2019年3月、初めて行った「中高年のひきこもり」に関する調査結果を発表し、40～64歳のひきこもりが全国で61.3万人にのぼると発表しました。2016年に発表された15～39歳の「若年ひきこもり」の54.1万人と合わせると、ひきこもりの総数は115万人を上回ります。</p> <p>これらの人たちが社会的孤立状態にいたった背景には、過度の教育競争、長時間・過密労働、職場におけるストレスの増大、格差と貧困の拡大など、日本社会の矛盾があります。このまま現状を放置すれば、膨大な「貧困高齢者」が生み出され、孤独死の激増などの深刻な社会問題になりかねません。</p> <p>ひきこもりを「自己責任」と考えるのは間違いです。社会的な孤立状態にある人や家族の相談にのり、訪問・ケア・就労援助などを公的な支援体制を構築していくことが必要です。憲法25条による生存権の保障は、国と地方自治体の「社会保障的義務」です。</p> <p>芦屋市の市民意見募集テーマ「第4次地域福祉計画」は、基本理念として「みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます」を掲げています。</p> <p>その推進目標として1「多様な機関と市が協働し地域共生を進めます」、2「地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります」、3「様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます」としています。</p> <p>地域社会で住民同士が助け合うことはやぶさかではありませんが、「地域共生社会」の言葉で「共助」の考え方を行政計画に位置付けることは、国民・市民の社会保障を受ける権利をあいまいにし、国と地方自治体の公的責任をあいまいにします。</p>	D	<p>社会保障を将来にわたって持続可能なものにしていくため、必要な公的サービスについては、行政が責任を持って提供していくとともに、地域共生社会の実現に向けた支え合いの仕組みづくりや体制整備を進める責任主体となって、多様な主体の参加を促進し、住民主体のまちづくりを進めてまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
8	第3章 推進目標	16	生活困窮者が法律的な支援により経済的な立ち直りに資する解決が導出されることは大変心強いことです。ただ、個人的な印象としては、法律事務所に行き、誰にも言えない悩みを相談するということは想像以上にハードルが高く、勇気のある行為だと思います。また、生活支援やその人そのものへの人的支援という意味では、踏み込んで相談できる時間や機会はあまり割けないのではと不安がよぎります。このような場合は、もう一つ大切なものとして前もって(民生委員・児童委員が)市役所や福祉行政機関と密接な連携をとっていくことで解決に向けた「初めの一歩」となるように感じます。	C	地域の人が抱える様々な困りごとの解決に向け、新たな事業の実施も含め、相談しやすく、継続的に寄り添う支援ができる体制を整備してまいります。また、支援体制の整備にあたっては、民生委員・児童委員と行政や専門機関との連携は必要不可欠です。様々な困りごとに応じた柔軟な対応ができるよう連携体制の強化を進めてまいります。
9	第3章 計画の体系	19	計画の体系について、目標は、Target(いついつまで、これくらいと成果を数値で記入できるもの、例えば、水泳100m自由形で、オリンピックに出て3位以内に入るなど)と、取組の方向性は、Goal(定性的プロセスの指標、水泳100m自由形で、オリンピックに出ること)を柔軟に意識しながら作成されたいかがでしょうか。	B	本計画の目標は、重層的支援体制整備事業での取組である「多機関の協働推進」「参加の推進」「地域づくりの推進」と連動させて掲げ、取組の方向性は、本市の現状から推進すべき取組を検討し、20施策としております。今後、計画の進行管理の場で、評価方法や評価指標を検討していくこととしており、新たに生じる課題等も踏まえ、取組の方向性の見直し等については柔軟に対応してまいります。
10	第4章 A 地域共生 社会の推進と 庁内外の連携 体制整備	23	23ページ施策2の説明に「権利擁護支援センターを中核機関とし・・・」とありますが、十分な人と予算を確保してください。「重層的支援体制整備事業」という言葉が頻出してます。やり甲斐があり、自分のスキル向上になればいいですが、旧日本軍のように兵站が不十分なか、根性だけで頑張れではうまくいきません。個人的な献身・犠牲をあてにしての施策は、長続きしないと思います。また、現場には非正規雇用の人、正規雇用の方がいます。こういった就労条件の下、正規職・専門職に蹴寄せがいかないような配慮も必要になります。働き方改革の時代、行政や公的機関こそ、模範的であるべきです。霞が関文学を書く人は、残業すれば将来のインセンティブがありますが、現場で汗水をたらして頑張ってる人には、何があるのでしょうか。	D	予算の確保には努めているところですが、限られた予算の中で、その時々で強弱をつけて施策を展開していく必要があると考えています。また、福祉現場の職員のやりがいやスキル向上に寄与できるよう、各種相談窓口の職員の相談対応力や資質の向上を図る取組や、福祉分野を超えたまちづくりに関わる様々な人との交流の場や機会をつくっていく取組を進めてまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
11	第4章 施策1	24 ・ 25	近年、芦屋市においても、高齢者同士や認知症同士の介護問題、中高年の子を高齢の親が支える8050問題など表出しています。高齢や独居といった従来の福祉のキーワードにとらわれないケースが決して特殊なことではなくなっています。 民生委員・児童委員のみならず一人ひとりが他人事だと思わないで、声があげやすくなる地域の見守りが不可欠だと思います。SOSを出すことも、発見することも諦めないで「助けられ上手」に「助け上手」の周知が急がれます。	C	困った時には相談していただけるよう相談窓口の周知・啓発や見守り・支援のネットワークの充実を進めるとともに、「困ったときは互いに支え合う」地域福祉の考え方についても、広報や様々な機会を捉えて周知・啓発してまいります。
12	第4章 施策1	24 ・ 25	「抱え込まず頼って」と行政は言いますが、本当に追い詰められた場合、相談したり情報収集する気力も時間も無く抱え込んでしまったり、情報収集や煩雑な手続きなどが出来ない人も多いです。少しでも生活に違和感を感じたら相談するように呼びかけることや、相談に来た人を受け入れられるゆとりのある人員配置をお願いします。 特に最近自己責任論が蔓延しており、生活困窮世帯などの問題を自己責任で安易に片付けてしまう論調が強いのが気になります。最低限文化的な生活が送れないのはその本人だけの責任では無く、色んな状況が重なり職を失ったり働けなくなってしまうということをもっと周知させてほしいし、生活に困っている人が支援を頼るのは当たり前前の事であるということを行政の方からも発信して欲しいです。相談に来た人をきちんと受け入れられるように職員や支援者の人材育成や増員はもちろんのこと、貴重な人材が流出しないよう、給与面等の待遇向上にも努めて下さい。 また人材育成に関して具体的にどのように育成していくのかも示すべきだと思います。	D	相談者に寄り添った支援ができるような体制の整備は必要であり、人員体制、窓口における連携、相談員の研修も重要だと考えています。相談内容が複雑化・複合化し、相談自体困難に感じている人も多い現状から、まずは総合相談窓口が定着するよう広く発信してまいります。 また、人材育成に関しては、施策1で各種制度や専門的知識の習得に向けた研修の実施、地域との協働ができる人材育成を進めていく旨を示しています。
13	第4章 施策1	24 ・ 25	育児や介護等福祉の困り事は女性に皺寄せが行きがちであるのに、例えば広島市の「働く女性を応援よばりハンドブック」のように行政が女性に更に頑張るよう押し付けるメッセージを発信することが多いことも気になっています。 支援する人が古い価値観を相談者に押し付けて追い詰められてしまうことも多いので、勉強会などを開き価値観のアップデートを図ったり、発信する情報にジェンダー観などに偏りがいないかなどを確認するような体制も整えてほしいです。	B	市では職員向けの研修や広く人権研修・講演会などを実施しており、ご意見でいただいている女性の人権に限らず様々な人権に関して考える機会があります。施策1の取組において、相談支援に携わる職員への人権研修等の機会も検討し、資質向上を図ってまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
14	第4章 施策1	24 ・ 25	引きこもり等で働けない人の就労支援も大切ですが、就労の前にまず十分な心のケアが必要な人も多いと感じます。 そう言った人々や家族同士が悩みを話し合ったりするカウンセリングの場などもっと設けられたら良いのではと思います。	D	生活困窮者自立相談支援事業等では、40歳代や50歳代の閉じこもりがち子どもを持つ親の会「ひだまりの会」や家から出られない等の悩みを話せる「寄ってカフェ」などを、若者相談センターでは、義務教育終了後から40歳位までの若者が集まる「キ・テ・ミル・会」や不登校児童生徒やひきこもる若者の親の会などを実施しています。こうした事業や相談窓口の周知とともに、施策6や7で進める居場所や活動づくりによる幅広い受け入れ体制の整備を進めてまいります。
15	第4章 施策1	24 ・ 25	「社会的ひきこもり」問題は、芦屋市においても例外ではないと思います。支援拠点の確立と相談窓口を明確にして推進するために、具体的に下記の提案をします。 1 芦屋市における「若年・中高年ひきこもり」総数のデータを発表する。 今回の「第4次芦屋市地域福祉計画」では、人口動向、介護認定者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者、生活保護世帯などの項目が、数字データとして発表されています。 「ひきこもり」総数も発表し、支援体制を明確にすることが必要です。 2 芦屋市に「ひきこもり地域支援センター」を設置する。 現在、全国に79カ所の「ひきこもり地域支援センター」が設置されていますが、ひきこもりへの対応は、自治体によって支援の格差や理解のばらつきがありますが、芦屋市こそその推進が必要です。	D	ひきこもりの人への支援は重要であると認識しており、市では、困難な事情を抱える若者を支援する相談窓口として、若者相談センターを設置しております。中高年に対しては福祉センターの総合相談を窓口とし、生活困窮者自立相談支援事業を中心に関係機関との連携により、ご本人やご家族への相談支援を行っており、引き続き相談窓口の周知を進めてまいります。 また、ひきこもり地域支援センターは、兵庫県においては、西宮市に「兵庫ひきこもり相談支援センター阪神ランチ」として設置されており、必要に応じて連携してまいります。 なお、第2章には、全体像が把握できている主なデータについて記載しており、ひきこもり等に関しては、令和2年度、若者相談センター117人、生活困窮者自立相談支援事業4人の相談支援の実績となっております。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
16	第4章 施策2	26 ・ 27	<p>施策2の現状の部分について、以下の要因も考慮する必要があると思います。</p> <p>* 虐待の諸要因</p> <p>① リスクが高まる時・被支援者や支援者が、人生の3危機「修羅場」「正念場」「土壇場」に追い込まれて、対応のスキル・経験が乏しい時</p> <p>② 夜間、一人で担当、密室のとき</p> <p>③ 支援者の経験年数が浅い時や部署が変わって間もない時、また新規の被支援者に関する情報が少ない時など</p> <p>④ 最近の職場は、就労形態や勤務時間帯が多様化しており、そのため一堂に会しての研修、ノウハウ交流の時間が少なくなっています。上司が、部下と普段から配慮あるコミュニケーションをとり、モラル・エンゲージメントを高めておく必要があります。ところが実態は、上司自身が飛び回っており、なかなかその時間が取れない状況です。</p> <p>⑤ 困難事例の対応法や成功事例を、一步一步積み上げ、それを教材に学んで共有し、成長の実感をもてるような職場になっているか。これが仕事の魅力を高め、限界的な場面での対応力の向上、退職防止に一番役に立つと思います。参加者の発言の中に、教材になる宝石のようなヒントがたくさんあるように感じましたが、それが、メンバーに伝達・浸透されていないとしたら、あまりにももったいないという気がしました。</p>	B	<p>困難な事例には関係機関や専門機関が連携・協働して対応していけるよう、いただいたご意見も参考にし、ノウハウの蓄積・共有を図りながら、支援者の専門性や資質の向上に取り組むとともに、相談支援体制整備をはじめ、多機関協働の取組を進めてまいります。</p>
17	第4章 施策2	26 ・ 27	<p>権利擁護支援者養成研修の受講科目に「後見業務の基本」があります。当日は講師から人生の終末期に対峙する厳しい状況について詳細な報告があり、その真摯な姿勢に安心と誠実さを感じました。また、現場主義に則り丁寧な意思決定支援の実践についても、自己決定をチーム・プロセスで支援する重要性に触れ、連携・協働による支援のメリットについて提示しています。</p>	D	<p>意思決定支援の重要性は認識しており、施策2の取組の推進方針のとおり、利用者本人の意思を尊重するため、各分野で示されている意思決定支援のガイドラインを活用し、関係機関の連携・協働による支援を進めてまいります。</p>
18	第4章 施策2	26 ・ 27	<p>意思決定支援のための環境整備には、“Nothing about us without us”にあるように、本人を中心に、その意向や好み等に焦点を置いて考えることが大切だと思います。本人主体の意思決定の重要性が求められています。</p>	D	

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
19	第4章 施策2	26 ・ 27	高齢化社会も団塊の世代が大量に高齢化し、いよいよ今年から後期高齢者に突入します。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。制度の広報啓発・相談体制の充実や地域連携ネットワークの構築が望まれます。	C	施策2の取組の推進方針のとおり、成年後見制度の利用を検討する人が制度について正しく理解し、希望する支援やサービスを適切に選択できるよう、相談体制、地域連携ネットワークの構築と人材育成、成年後見制度への周知・利用促進を実践してまいります。
20	第4章 施策2	26 ・ 27	成年後見人等と本人の関係の統計では、平成21年には親族の選任数の割合は約6割を超えていましたが、令和2年には2割を割り大幅に減少しています。一方、後見人の選任数が増えているのが専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、法人)のようです。専門職の選任数は、平成21年に約3.5割だったものが、令和2年には約8割にまで大きく増加しています。 これらの背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えている、詐欺被害や親族による不正が多いことから、第三者後見人を選ぶ傾向にある、などのようです。芦屋市においても、今後の超高齢社会に対応した、成年後見制度が支える老後の安心になることを願います。	C	
21	第4章 施策2	26 ・ 27	H12年に介護保険サービスが開始され、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択できる制度が構築されました。日常生活自立支援事業(日自)、福祉サービス利用援助事業(福サ)については、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭などの管理に限定していることに対して、成年後見制度は、生活全般の支援に関する契約などの法律行為を援助することと理解しています。また、苦情解決サービス事業などについても、暮らしの安心がより一層充実しつつあることも心強く感じます。今後は専門員の充足や広報による利用者の掘り起こし等を着実に取り組むことで、市民に行きわたる事業の遂行を願っています。	C	施策2の取組の推進方針のとおり、支援を必要としている人が正しく制度を理解し、利用できるよう、支援ニーズに対応できる体制の整備及び制度の周知・啓発を進めてまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
22	第4章 施策2	26 ・ 27	芦屋市権利擁護支援センターが主催する権利擁護支援者養成研修を聴講生として再び受講しています。今回は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、WEB会議ツールzoomを活用した「オンライン養成研修」です。何よりも安全安心であり、研修内容が自身の活動に即していることも学び直しの大きな利点です。新しい生活様式を踏まえた活動形態の模索に関係者の皆さまの強い意欲を感じ、そのご尽力に敬意を表します。	D	オンラインを使った講座や研修は遠方とのやり取りが可能で、会場の広さを問わないメリットがある一方、対面では意思の疎通が図りやすく参加者同士の距離を縮められる良さもあります。今後も従来通り対面での方法とオンラインでの方法を時々の社会情勢も考慮し、それぞれ取組を進めてまいります。
23	第4章 施策2	26 ・ 27	福祉サービスは、2003年に措置制度に代えて、契約制度が導入されました。これにより社会福祉法人が中心的な存在となり、画一的な行政サービスも多元的なサービス内容へ(準)市場の原理が転換されるようになりました。 1990年以降(1)少子高齢化の進展、(2)障がい者の自立意識の高まりなど社会環境も変容しています。福祉サービスを提供する側と利用する側は対等な関係となり、「良いサービスは選ばれる」「自己決定権を持つのは当事者」であり、今後は自らの選択眼が厳しく求められていることに気づかされます。	D	様々な環境の変化が著しい中、権利擁護支援だけでなく、サービスや制度を正しく理解し適切に利用してもらえるよう、情報提供や周知・啓発、支援者側の人材育成を実施してまいります。
24	第4章 施策2	26 ・ 27	芦屋市には認知症患者が5,100人と聞いてその数の多さに驚きました。今後、高齢化がさらに進み、団塊の世代が75歳以上となる2025年には認知症患者が全国で約700万人と、高齢者の約5人に1人が認知症になると推定されています。こうした喫緊の課題に対応するためにも権利擁護の重要性、成年後見制度の本質・意義などについて理解することが大切です。21世紀型地域社会の形成には、地域とともにお互いが助け合い、お互いが幸せを感じられる社会でありたいと思います。	D	施策2の取組の推進方針のとおり、権利擁護の重要性や成年後見制度の理解が進むよう啓発してまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
25	第4章 施策5	32 ・ 33	<p>第4次地域福祉計画策定のための具体的な内容を検討する市民会議や具体的に検討していくための検討会に初めて参加する機会を得た。</p> <p>コロナ禍でこれらの会議は規模を縮小して行われたが、市民が参加して意見交換できたことは、芦屋の現状を知る上で有意義なことであった。</p> <p>今後も策定後の見直しなどで市民が参加できるようになれば地域福祉計画がもっと身近なものになるのではないかと期待している。</p> <p>今後も市民の声を計画に反映することを大切にして推進して行ってほしい。</p>	C	<p>計画の策定にあたり、多くの市民や関係者に主体的に参加していただくことで、思いやニーズを計画に反映するとともに、皆さまとのつながりが本計画の推進力にもなっていきます。</p> <p>今後は、計画の進行管理をしていく上でも、施策5の取組の推進方針のとおり、多くの市民や様々な分野の人が参加できるプラットフォームを整備し、取組の推進力を高めてまいります。</p>
26	第4章 施策6	36 ・ 37	<p>芦屋市の場合、福祉対象者は要介護等認定者数の推計(芦屋すこやか長寿プラン21)が作られております。将来高齢者等の活躍するための施策が検討されていると思います。しかしその計画は「山手生活圏、精道生活圏、潮見生活圏」に分けそれぞれが地域支援の姿となっております。高齢者が家に閉じ込められないようにするための施策は無いように思えます。地域の公民館等は独自に計画実行されている様子です。市としても市民センター等で色々の行事を計画、実施されることを望みます。そして高齢者が多数参加できる手立てを検討されたいと要望いたします。</p> <p>市民センターへ行く手段として市内どこからでもバスが利用できるように検討をお願いします。バスが無い地域があることを理解され、どの地域の高齢者も同じ福祉の手が及ぶことを要求いたします。</p>	D	<p>高齢者の社会参加は大変重要と考えています。芦屋すこやか長寿プラン21の基本目標の一つに「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」を掲げ、地区集会所・保健福祉センター・老人福祉会館等市内各所で生きがい対応型デイサービスや介護予防教室等を実施しています。</p> <p>ほかにも、老人クラブ活動の活性化の支援や、地域での通いの場の立ち上げ・運営費の助成事業、地域の活動を紹介・支援する地域支え合い推進員の配置、ひとり一役活動推進事業、高齢者バス運賃助成事業等に取り組んでいるところです。また、本計画でも、施策6において、全世代が自由に参加・交流できる居場所等の拠点の整備を進めることとしており、様々な施策を通じてさらなる高齢者の社会参加の機会の創出に取り組んでまいります。</p> <p>なお、バス路線の利便性向上に関するご意見については、これまで市から事業者にお伝えしているところですが、ご意見についてもお伝えいたします。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
27	第4章 施策8	40 ・ 41	<p>1月の社協便り, 2月の広報あしやに「地域支え合い推進員」のことやつどい場の案内を掲載いただきありがとうございます。</p> <p>以前から地域の皆さんと「1日5人とおしゃべり, 週に2回は気晴らし外出, 友達10人!」(5×2=10)と言って健康長寿を伸ばせるように励んでいます。友達10人はいきなり高齢者になってからはなかなか難しいので普段からのご近所づきあいを大切に行きたいと思えます。</p> <p>提案としては, 5×2=10の推進として, 芦屋市は各地に公園があり健康遊具も設置されていますので, 芦屋公園や打出公園のようにラジオ体操, 健康体操を市民皆さんで取り組むようにしたいです。まずは, スポーツ推進課(ラジオ体操指導員), 生涯学習課(芦屋川カレッジ), 高齢介護課(介護予防・老人クラブ・シルバー人材センター), 地域福祉課(認知症サポーター・ひとり役活動・こえる場), 健康課(健康ポイント事業), 道路・公園課, 市民活動センター, 市民ボランティアなど合同で戦略をたてて, 芦屋市政90周年の時には芦屋市の各公園でラジオ体操に取り組めたら, 介護予防(これからの認知症患者の増大も心配)防災活動にきつとつながるし, 楽しいと思えます。</p> <p>個人的には芦屋市が応援している石巻市の「おらほのラジオ体操」がおススメです。</p>	C	<p>施策8に記載のとおり, 提案いただいている活動をはじめ, ラジオ体操に限らず「なにか活動したい」思いを持っている住民・団体等と地域支え合い推進員がつながり, 新たな活動の創出や活動者同士のマッチングなど活動の支援に取り組んでまいります。</p> <p>また, 施策12の取組の推進方針のとおり, 誰もが気軽に無理なく活動を始められるよう活動支援ができるプラットフォームとして地域福祉アクションプログラム推進協議会を充実し, ご提案いただいているような市民発案の取組が実践できるよう, 仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
28	第4章 施策11	48 ・ 49	<p>地域活動推進の担い手が固定化と高齢化している課題がある。かたや、潜在的にボランティア活動したい方や地域と繋がりたい学生や現役世代の方々も少なからずいる。このギャップを解決できないか。</p> <p>この潜在的担い手は、そもそもどうすれば地域と繋がることのできるのか?を知らない。</p> <p>次に地域の繋がり方を知っている方は、面白そうな活動がないとと思っている。また活動するには、時間の制約、組織の所属があり窮屈と考えている。まず地域の繋がり方を周知させるには、自治会活動の不断の広告活動。掲示板、回覧板のみならずSNSの活用がのぞまれる。特に自治会活動がうまく機能している自治会はSNSを利用している。</p> <p>また、市や社会福祉協議会においても紙媒体やHPの充実を図り宣伝する。</p> <p>あしやトライアングルの登録者数を5000人まで3年間で増やす等積極的に取り組む。</p> <p>ここで、大事なのは発信主義に陥らず着信主義で広報宣伝活動すべきである。</p>	B	<p>地域活動推進の担い手不足の問題は喫緊の課題であると認識しており、潜在的な担い手の発掘のためには、地域活動の紹介や情報発信の工夫が必要であると考えています。</p> <p>SNSを用いた情報発信については、施策12にあるとおり、若い世代の参画を得ながら促進してまいります。また、ご意見のとおり、相手にわかりやすく伝える着信主義の視点を持って、施策20にある多様な人が関わり情報発信力を高める仕組みづくりを進めてまいります。</p>
29	第4章 施策11	48 ・ 49	<p>活動の考え方として、ボランティア活動や地域の繋がりといえども、自己にメリット、興味がないと活動は継続しない。</p> <p>よって、多世代交流会、外国人交流会、障がい者交流会。子育てパパ、ママ交流会。さまざまな切り口の交流会を重層的に実施。とにかくあらゆる階層に関係する会を企画。会の継続を重きにおき、ゆるい会運営にする。最初は行政や自治会などのサポートは必要と思われる。</p> <p>同時に「地域活性化のためにこんなことしてみたい」を募集することも考える。</p> <p>最後に、さまざまな地域福祉の委員会、協議会が開催されているが、会をオープンにして、オブザーバー参加をしてもらい、関心を高めてもらってはどうか。意見交換するもよし、参画意識醸成には良い機会になると考えている。</p> <p>とにかく、地域福祉のプレーヤーの裾野拡大は喫緊の課題である。</p>	B	<p>ご意見にあるような様々な交流が地域福祉の推進には必要であると考えています。施策9では、生活に身近な自治会単位程度のプラットフォームの整備を、施策19では、幅広い世代が交流しともに学ぶ取組や多様な人が自由に企画・提案等ができる場づくりを進めていきたいと考えています。そのため、福祉専門職等との協働・連携の強化も図り、市民や団体の「何かしたい」という思いを、活動等に展開できる仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>また、施策5において、地域福祉の会議に関するご意見も参考に、多くの市民や様々な分野の人が参加できるプラットフォームを整備し、地域福祉への関心が高まるよう取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
30	第4章 施策11	48 ・ 49	<p>ボランティア活動については、本当にどんな事をやっているのか、どうやったら参加できるのかという情報が少なすぎますし、SNSなどを利用するなど積極的な情報発信をしてほしいです。</p> <p>そもそも日頃から人を助けたくてもどう行動したらいいか分からないという人も多いように感じます。</p> <p>こういう状況を見かけたら、こういう行為が助けになります…などと具体例を沢山情報発信するなどして知ってもらうことで、行動に移しやすくなるのではないかと思います。</p> <p>芦屋市は治安が良く穏やかで暮らしやすい雰囲気が多いの市民に支持されていると思うので、福祉支援をより充実させ、より多様な人々を受け入れる土壌作りに努めて欲しいと思います。</p> <p>多くの市民に愛され続けるまちづくりに期待しています。</p>	C	<p>ボランティア活動など様々な取組や活動への参加を広げていくにあたり、情報発信は重要であると認識しており、SNSを用いた情報発信については、施策12にあるとおり、若い世代の参画を得ながら促進するとともに、施策20にある多様な人が関わり、情報発信力を高める仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>現在、市民活動センターや学生等と協働し、活動の具体例も交えながら地域福祉を紹介する情報発信のツールを作成しているところです。</p>
31	第4章 施策11 施策13	49 ・ 53	<p>ボランティア活動についての提案です。</p> <p>ひとり役活動については、まだまだ認知度が低いように思います。このコロナ禍ではありますが、少なくとも年に3、4回は活動説明会を行うとかもちろんズーム開催でも良いと思うのですが、その説明会の募集ちらしを市内の掲示板に貼ることで市民の目についたり、何かお役に立ちたいと思っておられる方に情報が届くようにと願っています。</p> <p>また、広報活動については、市役所南館のボランティア情報コーナーが上手く活用できていないと思いますので、是非何かしてみたいと市役所をお尋ねになった方が上手く社会福祉協議会につながるようによろしく願いいたします。</p>	B	<p>ボランティア登録の窓口の周知やボランティア活動の情報について、既存の広報掲示板、ホームページ、ご提案にある南館のボランティア情報コーナーはもちろん、今後実施するイベントや活動風景の動画配信等、様々な手法を用いて、発信できるよう工夫してまいります。</p> <p>また、ひとり役ワーカーにつきまして、ご提案にある説明会も取組の一つとして検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
32	第4章 施策12	50 ・ 51	<p>このコロナ禍でもできることで、地域福祉アクションプログラム推進協議会の方がいろいろと活動や提案をしてくださっていることは心強いです。</p> <p>手話歌「この町が好き」を広めたいと活動して下さっているの、福祉学習にもつながりますが芦屋市の全小学校でこの歌の指導をしていただけるようによろしくお願ひいたします。教育委員会と連携して芦屋で育った子どもは全員手話歌ができるようになったらどんなに素敵なことか(市外・私学もあるので、学校だけでなく地域でも広めたいです)。</p> <p>また、阪神・淡路大震災を経験した私たちが後世に伝える責任として、芦屋で444人の方が亡くなられたことも伝えていきたいです。震災から30年を迎える3年後に少しでも広がっているように、まずは自分から手話歌を覚えたいので、提案としては、できれば毎年あちこちで講習会も実施してほしいし、もちろんひとり一役の活動で各家庭に教えに行くとか市役所の職員の方の出前講座でプログラムにしたいだくのも大賛成です。</p>	B	<p>子どもの頃から地域福祉を身近に感じることができるよう、地域福祉アクションプログラム推進協議会において、今年度「この町が好き」の歌を手話で広げるプロジェクトが立ち上がり、まずは公立幼稚園の1園から広げていこうとしているところです。教育委員会との協働はもちろん、官民間わず一人でも多くの方がこの取組に賛同し参加していただけるよう、ご意見も参考にして取組を広げてまいります。また、阪神・淡路大震災を機につくられ、歌い継がれてきた「この町が好き」の歌とともに、阪神・淡路大震災の経験の継承についても、取組を広げていく中で検討してまいります。</p>
33	第4章 施策13	52 ・ 53	<p>ひとり一役ワーカーの活動の場ですが、高齢者施設などなかなか今は受け入れが難しいと思うので、例えば地域でラジオ体操プロジェクトに各公園で活動していただくとか、昨今話題になっている若年介護者の方の支援や外国籍でお困りの方など活動内容を柔軟に広げて行けるようにしてはいかがでしょうか。</p>	C	<p>ひとり一役ワーカーの活動場所や活動内容を柔軟に広げていくことは必要であると認識しており、新たな活動としてリモートによる活動の実施や通訳に対応できるワーカーの募集などに取り組んでいるところです。引き続き、施策13の取組の推進方針のとおり、事業者、企業、団体等に働きかけ、新たな活動場所や機会の確保を図るとともに、若い世代からも参画しやすいよう、気軽に活動を始められるきっかけづくりや仕組みづくりを検討してまいります。</p>
34	第4章 施策14	54 ・ 55	<p>近年、地域に密着した民生委員・児童委員の活動は今迄以上に重要度が増しています。日頃の見守り活動の中でも、お元気だった独居の高齢者が最近姿を見かけないなど不安と心配は尽きません。介護サービスを利用しながら在宅で生活する高齢者が安心して暮らせるよう、地域の民生委員・児童委員と専門職が見守りに必要な情報を共有しながら、連携できるようになれば、より効果的な支援が広がることと思います。</p> <p>留意すべき個人情報には、趣旨を説明して情報共有の同意を得るなど工夫を重ねながら、「民生委員・児童委員と専門職の連携」についてご検討頂けましたなら幸甚です。</p>	B	<p>ご意見のとおり、民生委員・児童委員と専門職との情報共有により、効果的な支援が可能となるケースがあります。また、これまでも民生委員・児童委員と専門職とが交流会などを実施してきた地域があります。施策1や施策14の取組の推進方針のとおり、民生委員・児童委員活動の現状やニーズを確認しながら専門職との交流の機会等を通して必要な情報共有ができる仕組みを検討してまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
35	第4章 施策16	60 ・ 61	介護保険は制度として定着してきましたが、地域社会や家族関係が変化する中で、支援を必要とする方を、医療や介護などの公的サービスだけでは支えることが難しくなっています。 住民の多くは、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでおり、公的サービスに限らず、さまざまなサービスの組み合わせや、地域での支え合いによる支援する体制づくりが必要になっています。	C	一つの制度やサービスのみで課題の解決が困難なケースに対応していくため、施策8や施策13の取組の推進方針のとおり、住民と専門職との協働を進めるとともに、住民同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践してまいります。
36	第4章 施策16	60 ・ 61	地域で年を重ね、これまでのように遠方に出かけることが難しくなり、孤独を感じている高齢者は多くいます。そのため、地域でのふれあい交流、人間関係づくりがより一層大切になってきました。 地域には町内会を始め、民生委員・児童委員、福祉推進委員、老人クラブ、ボランティアなど多様な地域ネットワークが高齢者の生活に安心を与えています。今後さらなる効果的な「地域福祉とまちづくりのネットワークづくり」の拡充を期待したいと思います。	C	人と人とのつながりの希薄化に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による交流機会の減少により、地域でのつながりづくりの重要性は高まっていると認識しております。社会的孤立を生まない多様なつながりのある地域づくりに向け、施策16の取組の推進方針のとおり、地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進してまいります。
37	第4章 施策17	62 ・ 63	計画案にある「こえる場！」は大切なことと思います。理解を深めていただくために具体的な事例等の記載があればいいと思います。	A	「こえる場！」の理解を深めていただくため、ご意見のとおり取組事例を追記します。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
38	第4章 施策18	64 ・ 65	<p>「施策18. 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進」の表題について 施策18は防災・防犯の活動について記載されており、特に「再犯防止推進計画」も取り上げていることによって「防犯」のウェイトが高くなっている。 それに対し、表題では「災害に強い～」の書き出しとなっていて、「犯罪・非行」が「災害」に含まれるかのような印象を与える可能性がある。 立ち直りを支援する内容でもあり、誤った印象を与え兼ねない表題は見直すよう提案する。 きちんと書こうとすれば「災害に強く防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進」となるのですが、表題として字数も限られることも考えれば「災害に強い」を消して「安全・安心なまちづくりの推進」だけでよいと思います。</p>	A	<p>施策名が「災害に強い安全・安心なまちづくりの推進」であると、「犯罪・非行」が「災害」に含まれるかのような印象を与える可能性があるとのこと指摘と「安全・安心なまちづくりの推進」だけでよいとのご提案につきましては、「再犯防止推進計画」として取組を進めていくことを示す意味でも、表題には「防犯」の文言があるほうがよいと判断し、「防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進」に改めます。</p>
39	第4章 施策18	64 ・ 65	<p>現在、各自治会で地区防災計画策定に取り組んでおられることと思いますが、町によっては自主防災組織の結成されていないところもあり、温度差があるようです。 民生委員が取り組んでくださっている「要援護者台帳」も普段からの顔が見える関係がないと、いざという時に活用は難しいように思います。 一つ気になっていることは、次の東南海地震がやって来た時にボランティアセンターが直ちに立ち上がり必要な支援が上手くコーディネートできるかが心配です。 社会福祉協議会が福祉センターにあり、津波の被害のことを考えて駆けつけて下さった方が海の方へ向かうのは現実的ではないと思います。 提案として、ボランティアセンターはいざという時は市役所別館、市民活動センター、ラポルテなどに設置するようにあらかじめ決めておいてほしいです。 例えば市民活動センターとは普段から定期的に情報交換をして協働できる体制をつくっていただければ安心ですし、最近ではボランティア活動展も実施されなくなってボランティア団体のネットワークも今ひとつのように思いますので、まずは普段からの交流や阪神・淡路大震災を体験した芦屋市で学んだことを生かせるように、各関係機関の連携強化も期待しています。</p>	D	<p>災害時ボランティアセンターの設置場所については、芦屋市保健福祉センター内としていますが、設置が困難な場合は、市災害対策本部が指定する場所に設置することとしており、ご意見は今後参考にさせていただきます。 なお、市民活動センターや社会福祉協議会とは今後更なる協働をしていくことで地域福祉計画の推進を図ることとしており、とりわけ防災の取組については様々な機関を巻き込みながら協働して進めたいと考えています。 また、施策18の取組の推進方針のとおり、要配慮者名簿を活用した要配慮者支援の運用の見直しや日頃からの備えの啓発を行うなど、防災と福祉が協働し、災害時支援を通じた安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
40	第4章 施策20	70 ・ 71	一般的に言えばJRの南北の歩道が無く、JRの駅を越えるにもエスカレーターも無く、小型のエレベーターが見当たらない所にある程度です。又モンテメールの歩道を歩くと27年前の地震の時生じた段差が未だそのまま足の不自由な者は転倒しそうになっている。	D	本計画では、施策20の取組の推進方針のとおり、誰もが外出しやすくバリアのない暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。なお、JR芦屋駅南地区においては現在再開発事業を進めており、駅舎北側及び南側にエスカレーターを設置するほか、南側エレベーターの移転、ロータリーの整備に伴う道路空間の整備と歩道の拡幅等を予定しています。モンテメールの歩道の段差については、現地の確認をいたしました。敷地境界で生じているものか、歩道方向に生じている勾配の変化のことなのか、具体的に場所をお示しいただければ幸いです。
41	その他	—	福祉の担い手を地域や市民ボランティアに委ねる点について、誰でも立ち上げられる現行のNPOやボランティア団体の規制と整理を行って欲しい。特に1年以上活動実績の無い団体は再登録しない限り団体として認めないだけでなく再登録基準を上げる(会議を行った・勉強会をした、は活動実績として認めない)活動内容についても市が依頼した業務をこなせないなら認めない代わりに、依頼内容をこなしたら助成や優遇、場合によっては報酬を与える等一定ラインの仕事がこなせる「シルバー人材センター」クラスの団体作りを市の責任の下厳選して行って欲しい。 市が責任を持てる数以上の団体の存在を許すと一定ラインを超えないサービスを市職員に代わりボランティアが代行してしまう為、結果「芦屋市のサービスの低下」として市民に受け取られる原因になります。タダ(善意)の労働に市職員が口を出せず放置…というのは怠慢です。	D	本計画では、「できることやりたいことで活動に参加する」ことを重視しており、皆が役割を持ちながら地域でつながっていただくことを目指しています。NPOやボランティア団体等地域の人々の主体的な居場所づくりなどの活動が広がるよう、行政として仕組みづくりや活動の支援に取り組むもので、それらの活動は行政の委託事業によるものではありません。また、地域で行っていただいているそれらの活動には、行政から何らかの制約をするようなこともありません。したい活動をしたときに行っていただくといったことも、地域活動が長続きするために必要であると考えています。 なお、ひとり役活動や地区福祉委員会活動など、一部の地域福祉活動には市からの補助金による支援や専門職による活動支援を行っているところです。 また、地域福祉活動を持続可能なものにしていくため、有償ボランティア活動など多様な活動への支援を検討していくことは必要であると考えています。
42	その他	—	「民生委員」について善意の挙手に委ねるのではなく、市職員から推薦を行って欲しい。	D	民生委員活動には地域活動者同士での連携が欠かせないことから、新たな候補者については、実際に地域で活動している民生委員・児童委員や福祉推進委員、或いは自治会に探していただいている現状です。市職員が新たな候補者を推薦することは考えていませんが、必要に応じて市職員が民生委員・児童委員とともに候補者を訪問することや、情報交換を行っているところです。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
43	その他	—	<p>蛇足ですが、教育のICT化の促進には、情報のセキュリティやモラルへの配慮などの対策だけでなく、ICTを活用して(特に人と適切にコミュニケーションをとる等)が円滑に行え、享受できる「ICTリテラシー」について、十分な学習時間の確保を願ってやみません。</p>	D	<p>小学校では令和3年4月から1人につき1台のタブレットが支給され、タブレットを用いた学習をしていく中で、情報セキュリティ等も含め学びを進めているところです。</p> <p>情報セキュリティや情報モラルの学習時間の確保については、主に国語や道徳及び総合的な学習の時間において学習したり、ゲストティーチャーによる情報モラル等について児童生徒及び保護者に対して学習機会を持っているところです。また、各教科等でタブレット端末を活用する際に、活用場面や学年に応じて周知しながら、実践を積み重ねているところです。</p>
44	その他	—	<p>最近あった事件で、容疑者のプロフィールを追跡した医療関係者の話で、通院履歴はあっても、まったくの正常に近い人とのことです。他の事案を見ても、現代社会が非常に孤独に陥りやすい社会になっているということです。小生が以前に読んだ本のメモの一部を記しておきます。</p> <p>(ご参考)The lonely Century ノリーナ ハーツ(経済学者)「孤独」</p> <p>21世紀の孤独は、伝統的な定義よりも、はるかに広い意味を持つ。その人にとってのコミュニケーション環境が「尊厳」(Dignity)が得られるものになっているかどうかの實質を問うものである。それは家族や友達の有無といったものに還元できない個体差、変数の多さからくる複雑さを示している。</p> <p>私の定義では、孤独とは愛や仲間や親密な人間関係が欠如した状態に限らない。また日常的に交流する人(パートナー、家族、友達、近隣住民)に無視されているとか、相手の目に入ってないとか、大切にされてないという感覚だけでもない。(略) 他人だけでなく自分自身からからも切り離されている感覚や政治的・経済的・社会的に排除されている感覚も含まれる。……</p> <p>→したがって、以下の留意点が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立は可視化しづらい(いじめも?) ・コロナ禍で、「つながり格差」はより深刻化している。 ・コロナ禍というストレステストの下、尊厳(dignity)がどのような関係性に依存しているかを考えさせられた。 ・些細ではあるが、コミュニケーションの役割は今まで以上に大きくなっている。 ・行政・企業でも、親しい友人を保証することは至難の業である。 	D	<p>本計画に定める基本理念のもと、誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めてまいります。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
45	その他	—	今の現場の状況は、人員、予算、支援者のスキル、要援護者の情報不足、紙ベースの情報支援体制などの制約条件が多すぎると思います。現場で支援に回る人が疲弊したり、付帯業務に時間をとられ過ぎないように気を付けてシステム作りをしていただきたいと思います。 私見ですが、相談支援業務の項目の中で顕著に多いのが、関係機関との打合せになっています。動くために必要な共有情報が少ないからでしょう。「緊急・災害時要支援者台帳」の精度向上も検討されていますから、電子化して、困難事例等がその中に入ったかどうかなども追跡することで、その有効性や発見に向けての課題が見えてくると思います。	B	現場で実践する人が疲弊することなく負担を分担できるよう、施策1の取組の推進方針のとおり、様々な資源の活用を図りながら、多機関協働による支援体制を構築してまいります。なお、個人情報を取り扱うため、情報の共有化・電子化は慎重に行う必要がありますが、業務を効率的・有効的に遂行する観点から、今後の取組を進めていく中で、必要に応じて検討してまいります。
46	その他	—	他部署ですが、各団体から派遣される「〇〇委員」の適正診断を行う事(市民枠、商工会枠、会長などでも同じ人に複数の委員会への登録をさせない)一定年齢でのみ入れてそのまま残れる消防団員の半年活動実態の無い人員整理も同様に検討して欲しい。給与・報酬が出ている活動は特に厳しくして欲しい。	D	本市の附属機関等の委員の選任につきましては、「芦屋市附属機関等の設置等に関する指針」に従い、各種団体等からの推薦等により、広く各界各層から適切な人材を選任しているところです。なお、指針では、原則として3機関まで同一人を選任できること、また、委員の在任期間は10年を超えないこととしています。 消防団員については、それぞれ本業を持ちながら消防団活動をしています。各個人のご家庭やお仕事の都合で活動に参加できない時期も当然ございます。そこで、様々な諸事情により、長期間参加できない方のために休団制度を設けており、その休団期間中は、団員の身分を有したままでありますが、報酬は支払われていません。
47	その他	—	芦屋市の財政は自己財源としては市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税が歳入の大半(あとは交付金)と理解しており、福祉関係の予算は約165億円と伺っている。これらの福祉関係の費用は自己の税収では賅いかねない現状では国、県の補助があっはじめて成り立っていることを理解して、なぜこの様な市民には不要と思われる資料の必要性を理解しました。	D	本市の財政状況を踏まえたくうえで、本計画の必要性にご理解をいただきありがとうございます。市民一人ひとりが地域福祉を身近に捉え、みんなでもに支え合う芦屋のまちづくりを考えていけるよう、わかりやすい資料を作成し、本計画の普及・啓発に努めてまいります。